

委員会提出議案第5号

新型インフルエンザ対策に関する意見書

メキシコで発生が確認された新型インフルエンザの感染者は、世界の120を超える国・地域に拡大し、WHO（世界保健機関）は6月12日（日本時間）、世界的流行の警戒レベルをフェーズ5からフェーズ6に引き上げ、世界的なまん延状況にあると宣言しました。国内でも5月16日に感染者が確認されて以来、感染者数は増え続け、6月16日には市内でも初めて新型インフルエンザの感染者が確認されるなど、地域の社会・経済的な混乱が懸念されています。

今回の新型インフルエンザは、それまで想定されていた強毒型（高病原性）ウイルスによるものではなく、弱毒型（低病原性）ウイルスによるものであることが明らかになってきましたが、基礎疾患を有する者を中心に重症化する傾向があり、海外では死亡例も報告されていることから、その対策には高度な専門性が必要とされています。

以上のことから、国においては、新型インフルエンザ対策において主導的にその責任を果たすべく、下記の事項について実現するよう強く要望します。

記

- 1 地方自治体や医療関係者の混乱を招かないために、国としての危機管理における基本姿勢を明確に示すとともに、情報を的確に提供すること。
 - 2 今後の海外からの継続的なウイルスの流入に加え、秋以降の第2波の感染拡大とウイルスの性状変化が予想されることから、状況に応じた感染拡大防止のための対策を講じること。
 - 3 新型インフルエンザの影響による特別な損失に対する救済策を講じること。
 - 4 従来が強毒型ウイルスの流行を前提とした対策に加え、地方自治体による弱毒型ウイルスへの弾力的な対策を可能とするため、法令や計画等の見直しを進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年7月9日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰